

令和 8 年度における独立行政法人国民生活センターの 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人国民生活センター

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1. 障害者就労施設等からの物品等の調達目標

センターが契約によって調達する物品等のうち、文房具・事務用品、印刷、発送業務等、障害者就労施設等が実施することが可能なものを対象とし、予算の適正な使用並びに契約における競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

2. 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

センターにおいては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、全ての部署で調達する契約に適用する。ただし、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために行う商品テストに使用するため調達する検体は除く。

（2）調達における留意事項

センター会計規程第 29 条第 5 項による随意契約において、同条第 6 項の規定に基づき 2 人以上の者から見積書を徴する場合には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を 1 人以上含めて徴するよう努める。

また、センター会計規程細則第 25 条の規定に基づき、見積書を徴することを省略する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努める。

(3) 推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、センターに推進本部を設置する。

推進体制は別紙のとおりとする。

推進本部においては、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、調達担当部署に対し改善策を指示する。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表

センター理事長は、事業年度の決算終了後に、前事業年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、主務大臣を通じて厚生労働大臣に通知するとともに、速やかにセンターホームページに公表する。

(別紙)

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

独立行政法人国民生活センター

推進本部	
本部長	総務部会計課を所掌する理事
本部員	総務部長 広報部長 情報管理部長 相談情報部長 商品テスト部長 教育研修部長 紛争解決委員会事務局長 監事室長
事務局	
事務局は総務部内に置くものとし、連絡調整窓口は、総務部会計課長があたる。	